富山県再犯防止推進計画の策定に当たっての基本的な考え方

資料１

１　策定の趣旨

「再犯の防止等の推進に関する法律」及び国の再犯防止推進計画を踏まえ、富山県における再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに県計画を策定するもの。

２　策定の経緯・背景

1. 国の動き

|  |  |
| --- | --- |
| 平成19年 | ○犯罪白書において「再犯防止対策を推進する必要性と重要性」を指摘 |
| 平成24年７月 | ○犯罪対策閣僚会議＜構成員：全閣僚、主宰：内閣総理大臣＞で「再犯防止に向けた総合対策」を決定し、国の刑事政策で初めて再犯防止に関する数値目標(「出所後2年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後10年間で20%以上減少させる｣)を設定 |
| 平成26年12月 | ○犯罪対策閣僚会議で「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」を決定 |
| 平成28年7月 | ○犯罪対策閣僚会議で「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」を決定 |
| 平成28年12月 | ○「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行  ･再犯の防止等に関する施策を策定･実施する責務(国及び地方公共団体)(第4条)  ･再犯防止推進計画を策定する義務(国)(第7条)  ･地方再犯防止推進計画を策定する努力義務(地方公共団体)(第8条)  ･国の基本的施策(7つの重点分野の施策)(第11～23条)  ･地方公共団体の基本的施策(国と同様の基本的施策等の実施の努力義務)(第24条) |
| 平成29年12月 | ○「再犯防止推進計画」を閣議決定（概要は参考資料３のとおり） |

（２）富山県におけるこれまでの経緯(計画策定に向けた勉強会の開催)※事務局 富山保護観察所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年月日 | 内容 | 参加者 |
| H30.9.27 | 第１回勉強会　（講義） | 法務省、県 |
| H30.10.26 | 第２回勉強会　（矯正施設視察） | 法務省、県 |
| H30.12.25 | 第３回勉強会　（民間協力団体の講話） | 法務省、県 |
| H31.3.22 | 第４回勉強会　（県における取組み） | 法務省、県、市町村、保護司会 |

３　計画策定の位置付け、考え方等

・再犯の防止等の推進に関する法律第８条に基づく地方再犯防止推進計画

・国の再犯防止推進計画を勘案し、本県の状況に応じた施策を推進する計画

＜参考＞地方再犯防止推進計画に関する他都道府県の状況

平成31年４月末時点で15府県が策定済み

群馬県、神奈川県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府（※）、兵庫県（※）、鳥取県、岡山県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県

（※）京都府、兵庫県は他計画と一体的に策定

４　計画の検討体制（スケジュールは資料５のとおり）

・富山県再犯防止推進計画検討委員会の開催（３回）

・パブリックコメントの実施（１２月～令和２年１月頃）

・計画の策定・公表（令和２年３月）